

磐田市教育委員会告示第19号

磐田市立小・中学校施設開放実施要綱（平成17年磐田市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月27日

磐田市教育委員会教育長 山本 敏 治

第3条中「午前9時から午後4時まで」を「午前8時から午後9時まで」に改める。

第5条第1項中「団体」を「団体であつて、教育委員会が認めたもの」に改める。

第11条第1項第4号を次のよう改める。

(4) 利用を終了したときは、施設の火気、消灯、施錠等責任をもつて行い、学校開放施設利用日誌（様式第4号）を作成し、開放施設管理者に報告すること。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の磐田市立小・中学校施設開放実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。